

第3次土岐市男女共同参画プラン

素案

令和5年9月

岐阜県 土岐市

目次

第1章 プランの策定にあたって.....	1
1 プラン策定の趣旨.....	2
2 プランの位置付け.....	3
3 プランの期間.....	3
4 近年の男女共同参画の動向.....	4
(1) 国の動き.....	4
(2) 岐阜県の動き.....	5
(3) 男女共同参画とSDGs.....	6
第2章 土岐市の現状.....	7
1 統計データに基づく市の状況.....	8
(1) 人口等の状況.....	8
(2) 世帯の状況.....	9
(3) 就労の状況.....	10
(4) 女性の就労の状況.....	11
(5) 女性の参画の状況.....	12
2 意識調査等からみる現状.....	13
(1) 調査の実施概要.....	13
(2) 市民・小中学生調査.....	13
(3) 事業所調査.....	19
3 前回プランの達成状況.....	21
第3章 プランの体系.....	23
1 基本目標.....	24
2 プランの施策体系.....	26
3 指標の設定.....	27
第4章 プラン推進のための施策の展開.....	29
基本目標1 男女共同参画意識の高揚.....	30
基本目標2 女性活躍の推進【土岐市女性活躍推進計画】.....	34
基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの実現.....	39
基本目標4 配偶者等からの暴力のない社会づくり【土岐市DV防止基本計画】.....	41
第5章 プランの推進体制.....	45
1 プランの進捗管理.....	46
2 関係機関との連携.....	46
3 意識・ニーズの把握.....	46
資料編.....	47

第1章

プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男だから」「女だから」といった固定的性別役割分担意識によって差別をされたり、行動や考え方、生き方の制約をされたりすることなく、誰もがお互いの人権を尊重しあい、対等な立場で、社会のあらゆる場面で個性や能力を発揮できる社会のことです。

近年、さまざまな法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会などの多様な分野において活躍できる環境が整いつつあります。しかし、現実には女性の社会参加や男性の家庭参加などの状況において、未だ多くの課題が残っています。さらに、他の先進国と比較した我が国の男女共同参画の状況は依然として低い水準のままとなっています。今後はより一層、持続的かつ国際社会に調和した社会の実現に向けた男女共同参画に関する取り組みの充実が求められます。

土岐市（以下「本市」という。）では、男女共同参画社会の実現に向け、平成 16（2004）年に「土岐市男女共同参画プラン」を、平成 26（2014）年に「第2次土岐市男女共同参画プラン」（以下「前回プラン」という。）を策定し、さまざまな取り組みを進めてきました。しかし、地域全体における女性の参画は十分とは言えず、さまざまな場面における男女格差は依然として存在しています。根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するため、男女共同参画意識のさらなる定着が求められます。

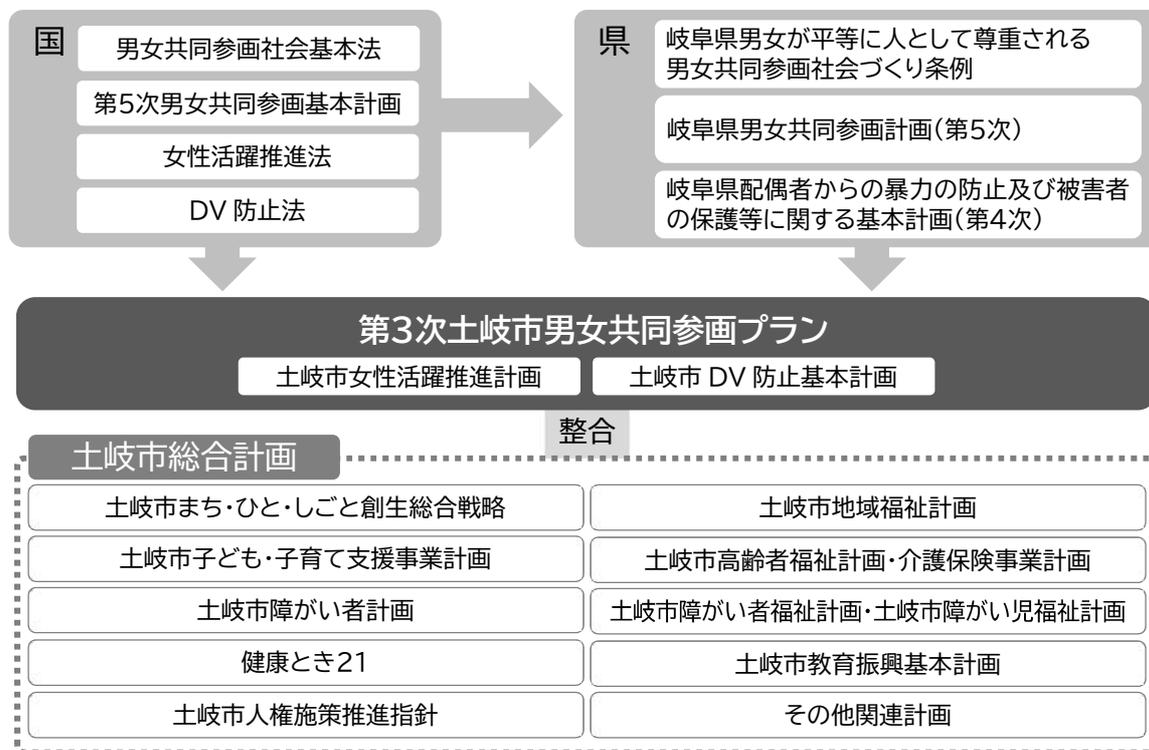
このたび、前回プランの計画期間が終了することを受け、今後の本市における男女共同参画に関する取り組みを総合的に推進し、一人ひとりの個性を尊重し、性別にかかわらず能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指す計画として、「第3次土岐市男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。

2 プランの位置付け

本プランは、以下のような位置付けとします。

- 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。
- プランの一部を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。
- プランの一部を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。
- 国の「男女共同参画基本計画」や岐阜県の「岐阜県男女共同参画計画」との整合を図ります。
- 「土岐市総合計画」をはじめ、本市の関連計画と整合を図ります。

■プランの位置付け



3 プランの期間

本プランの計画期間は令和6（2024）年度から令和 15（2033）年度までの 10 年間とし、必要に応じて見直しを行います。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
土岐市総合計画	第六次		第七次							
土岐市男女共同参画プラン	第3次									

4 近年の男女共同参画の動向

(1) 国の動き

①法律等の状況

平成30(2018)年の前回プランの改定以降、国では男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな法整備が進められています。

法律名	内容
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 平成30(2018)年5月に公布・施行	衆議院・参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができるだけ均等となることを目指すことなどを基本原則とし、政党等の責務として、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることや、国・地方公共団体の責務等を定め、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進することなどを目的とする。
働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律 平成30(2018)年7月に公布され、平成31(2019)年4月から順次施行	労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じることについて、労働基準法、パートタイム労働法等の関係法を改正する。
女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)の改正 令和元(2019)年6月に改正	女性の職業生活における活躍を一層推進するため、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大、女性の活躍に関する情報公表項目の強化等について定める。
労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正 令和元(2019)年6月に改正、令和2(2020)年6月から順次施行	パワー・ハラスメント対策が事業主の義務となる労働施策総合推進法の改正と併せ、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化を目的として、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法を改正する。
配偶者暴力(DV)防止法の改正 令和元(2019)年6月に公布、令和2(2020)年4月から施行	児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法律上明確化されるとともに、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることとなる。
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律 令和3(2021)年6月に改正、令和4(2022)年4月から順次施行	出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等を定める。
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 令和4(2022)年5月に成立、令和6(2024)年4月から施行	女性が日常生活または社会生活を営むに当たり女性であることによりさまざまな困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与しようとするもの。都道府県には計画策定を義務付け、市町村は計画策定を努力義務とする。

②男女共同参画基本計画の状況

国は、「男女共同参画社会基本法」第13条に規定されている、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しています。令和2（2020）年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として次のような事項が掲げられています。

男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

（2）岐阜県の動き

岐阜県では、平成15（2003）年に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が制定され、同条例に基づいて平成16（2004）年に「岐阜県男女共同参画計画」が策定され、男女共同参画の取り組みが着実に進められてきました。平成31（2019）年には、「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」が策定され、「あらゆる分野における男女共同参画」「働く場における男女共同参画」「人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会の実現」「男女共同参画推進の基盤づくり」の4つを柱に据え、男女共同参画社会の実現を目指しています。令和4（2022）年には、新型コロナウイルス感染症拡大、国の「第5次男女共同参画基本計画」、「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」の統合の観点から中間見直しが行われました。

また、平成31（2019）年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的とした「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）」が策定されています。

令和5（2023）年9月からは、お互いを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることを宣誓した性的少数者や事実婚の方に対して、県が宣誓書受領証を交付する「岐阜県パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

■岐阜県男女共同参画計画（第4次）の重点事項

- あらゆる分野への女性の参画拡大
- 男性の家事・育児・介護等への参画の推進
- 企業経営者や管理職等の意識改革
- 男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの実現
- 女性のキャリアアップに向けた支援や再就職希望者等に対する支援
- 配偶者等からの暴力に関する更なる普及啓発
- 男女共同参画社会の実現を目指した教育・学習の機会の充実やきめ細やかな広報・啓発の展開

(3) 男女共同参画とSDGs

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、平成 27 (2015) 年9月の国連サミットにおいてSDGs (持続可能な開発目標) が採択されました。令和 12 (2030) 年までの国際目標として、17 の目標・169 のターゲットを掲げており、日本政府でも積極的に取り組んでいます。

SDGs (持続可能な開発目標) では、目標5「ジェンダー平等の実現」を掲げており、女性に対する暴力や児童婚などの有害な慣行の撤廃、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保等が示されています。そして全体の実施においても、ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、すべての目標とターゲットの進展において重要な貢献をするものとされています。

我が国の「SDGs 実施指針」においても、分野横断的な価値としてあらゆる取り組みで常にジェンダーの視点を確保し施策に反映することが必要とされています。

一方で、令和元 (2019) 年 12 月にSDGs 推進本部が策定した「SDGs 実施指針改定版」によれば、「特に課題があると評価された目標」に目標5 (ジェンダー平等の実現) が含まれており、今後もより一層の取組を進める必要が生じています。また、このような現状を受け、優先課題のひとつとして「あらゆる人々が活躍する社会の実現」が掲げられ、あらゆる分野における女性の活躍を推進するジェンダー視点の主流化・女性の活躍や働き方改革の着実な実施等を推進することとしています。

「第5次男女共同参画基本計画」においては、目指すべき社会のひとつとして「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が掲げられ、目標5 (ジェンダー平等の実現) を含むSDGs 全体の達成に向けた取り組みを進める方向性が示されています。

本市においても、SDGs の理念を踏まえ、男女共同参画施策を展開します。

■SDGs (持続可能な開発目標) の17の目標



第2章

土岐市の現状

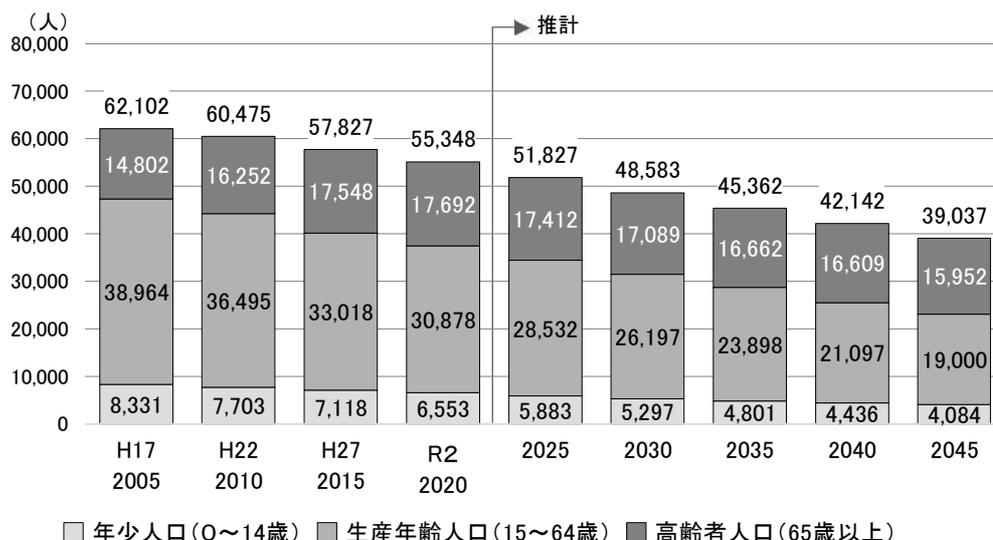
1 統計データに基づく市の状況

(1) 人口等の状況

本市の総人口は減少傾向にあり、令和2(2020)年で55,348人となっています。年少人口の割合は減少傾向、高齢者人口の割合は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

合計特殊出生率・出生数も減少傾向にあり、合計特殊出生率は、全国、岐阜県と比較して低くなっています。

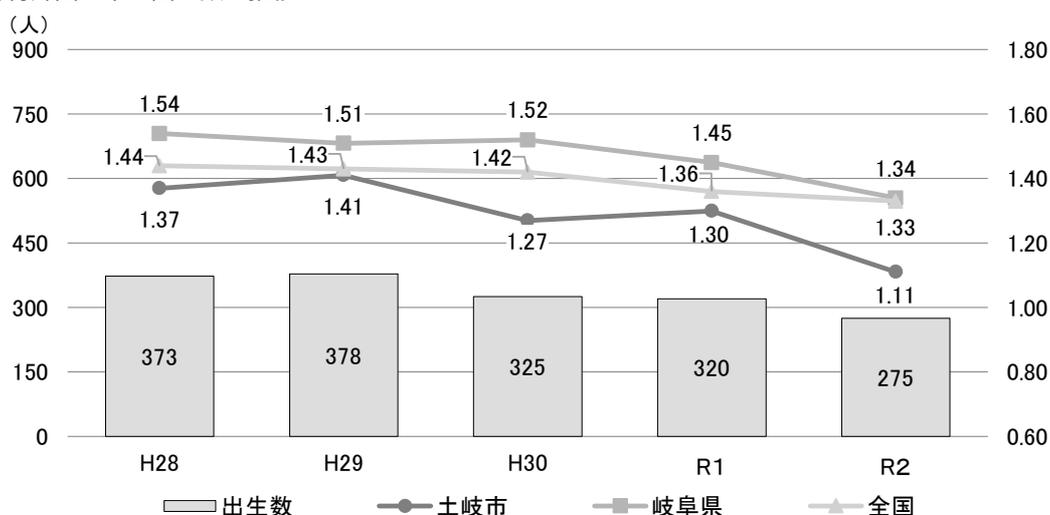
■年齢3区分別人口の推移と推計



※合計には年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の計と総数は一致しない。

資料：令和2(2020)年まで「国勢調査」、令和7(2025)年以降 政策推進課

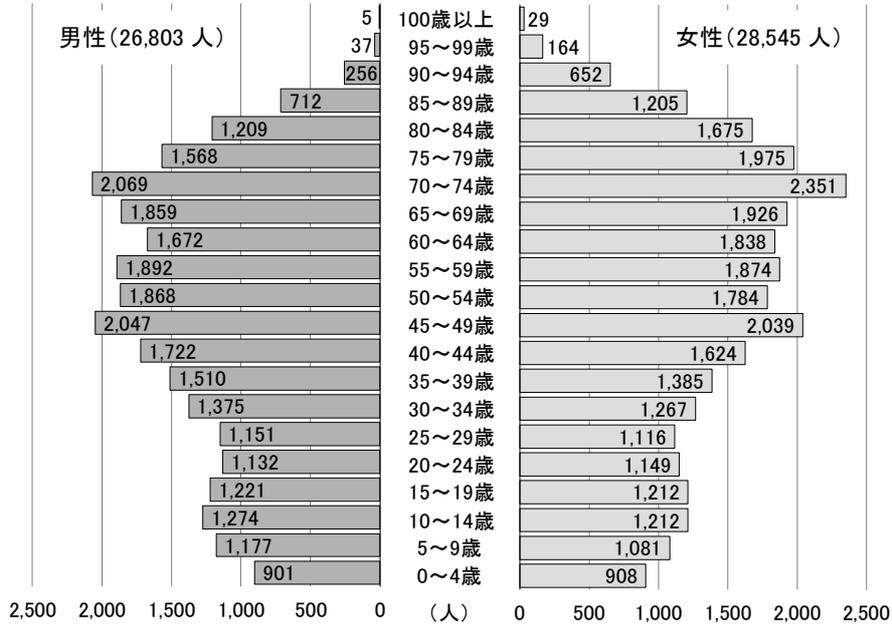
■合計特殊出生率・出生数の推移



資料：東濃西部の公衆衛生

本市の令和2（2020）年の人口ピラミッドをみると、男女ともに45～49歳、70～74歳の人口が多くなっています。また、25歳から59歳までは女性よりも男性の人口が多くなっていますが、60歳以上では女性の人口が多くなっています。

■人口ピラミッド（令和2（2020）年）



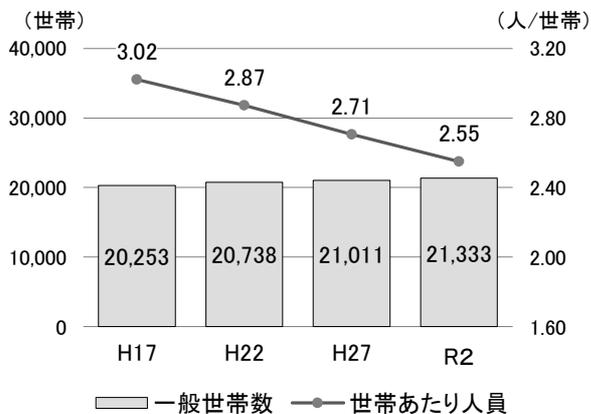
※合計には年齢「不詳」を含むため、年齢5歳区分別人口の計と総数は一致しない。

資料：国勢調査（令和2（2020）年）

（2）世帯の状況

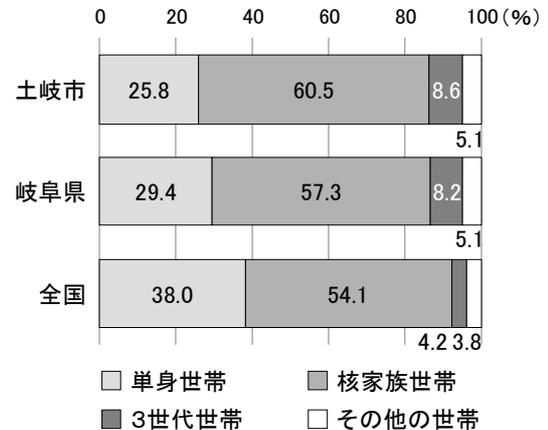
本市の一般世帯数は増加傾向にあります。世帯あたり人員数は減少しています。世帯構成をみると、全国、岐阜県と比較して「核家族世帯」「3世代世帯」の割合が高く、「単身世帯」の割合が低くなっています。

■一般世帯数と一世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

■世帯構成の比較



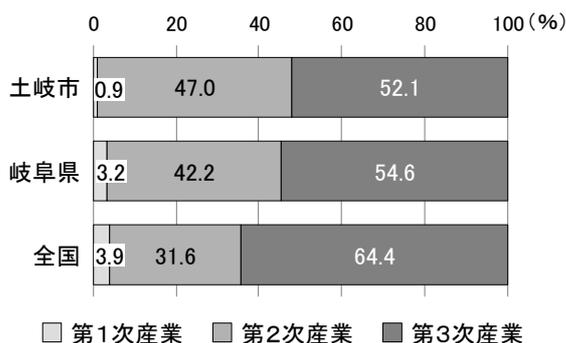
資料：国勢調査（令和2（2020）年）

(3) 就労の状況

本市の就業者の産業分類別割合を性別で比較すると、男性に比べて女性は「第3次産業」に従事する割合が高くなっています。全国、岐阜県と比較すると、男女ともに「第2次産業」に従事する割合が高くなっています。

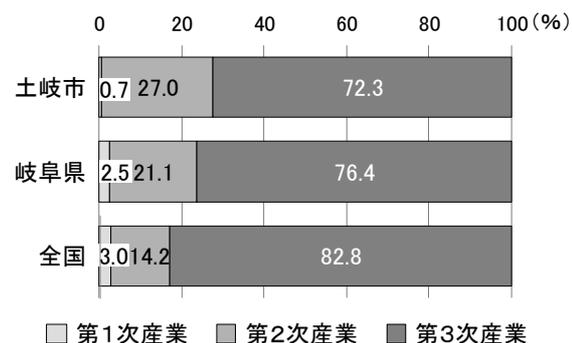
また、雇用者の従業上の地位の割合を性別で比較すると、男性に比べて女性は「パート・アルバイト・その他」といった非正規の就業形態が多いことがうかがえます。全国、岐阜県と比較すると、男性では全国、岐阜県に比べて「正規の職員・従業員」の割合が高くなっていますが、女性では全国よりも低くなっています。

■産業分類別割合の比較（男性）



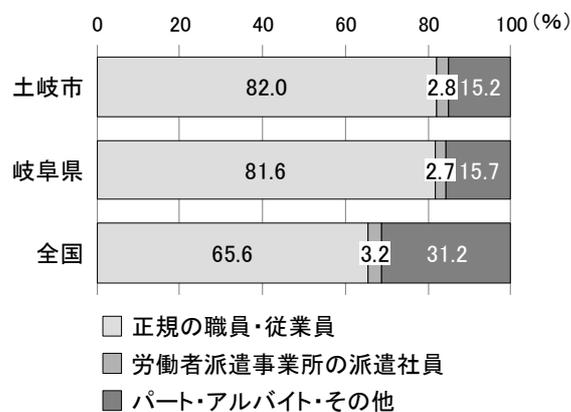
資料:国勢調査(令和2(2020)年)

■産業分類別割合の比較（女性）



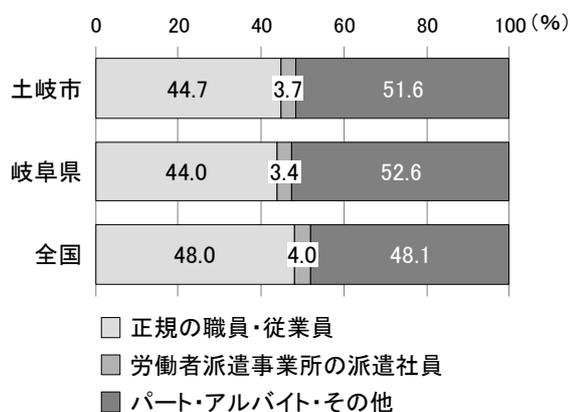
資料:国勢調査(令和2(2020)年)

■雇用者の従業上の地位の割合の比較（男性）



資料:国勢調査(令和2(2020)年)

■雇用者の従業上の地位の割合の比較（女性）



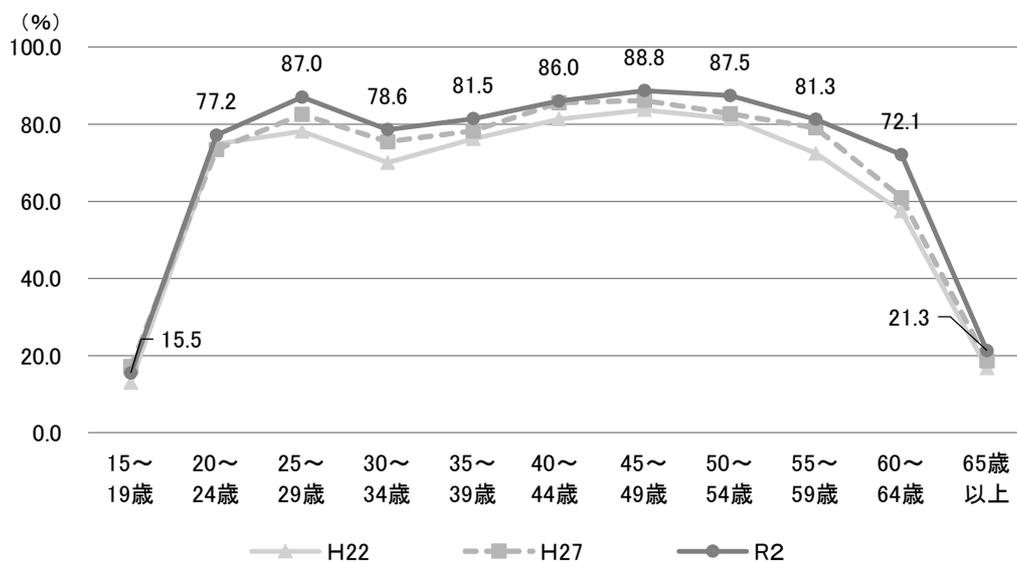
資料:国勢調査(令和2(2020)年)

(4) 女性の就労の状況

女性の年齢階級別労働力率は、20歳以上で増加傾向にあり、いわゆるM字カーブの谷は浅くなってきています。

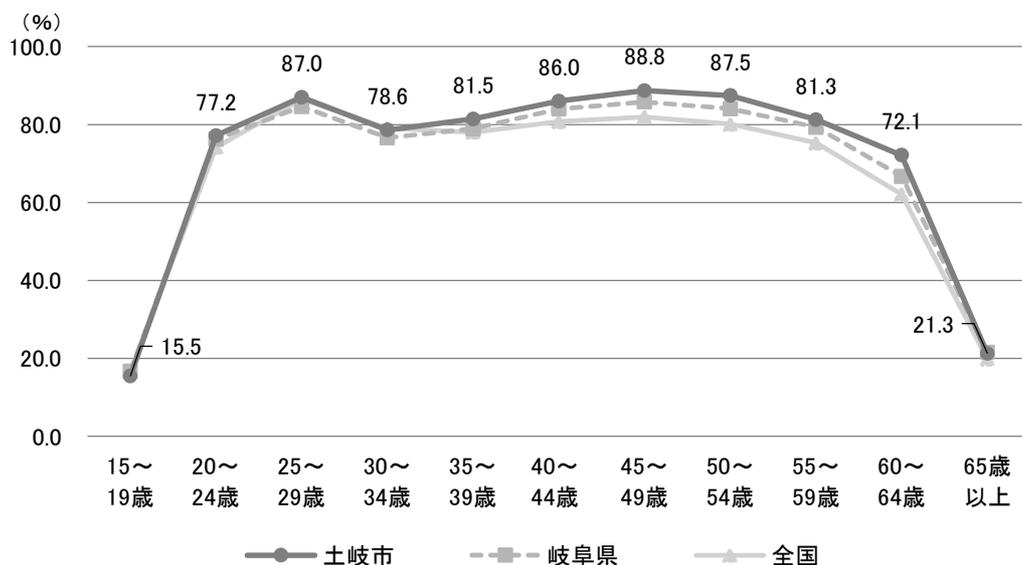
全国、岐阜県と比較すると、M字カーブの谷である30～34歳では、全国より低くなっていますが、20～29歳、35歳以上では、全国、岐阜県より高くなっています。

■女性の年齢階級別労働力率の推移



資料: 国勢調査

■女性の年齢階級別労働力率の比較 (令和2 (2020) 年)



資料: 国勢調査(令和2(2020)年)

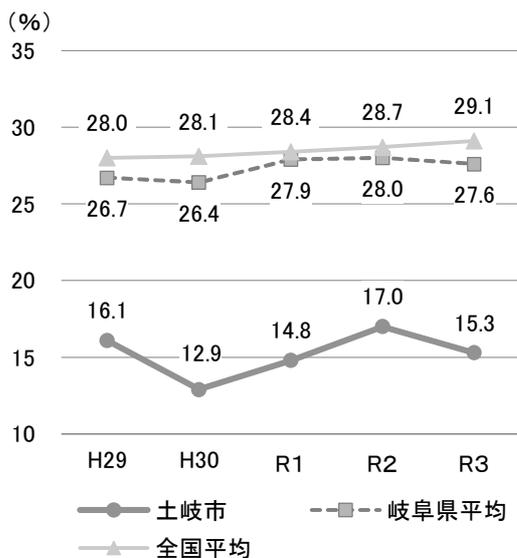
(5) 女性の参画の状況

審議会委員に占める女性委員割合及び自治会長に占める女性割合は、増減しながら推移しており、全国平均、岐阜県平均より低くなっています。

市議会等における女性割合は、横ばいで推移しており、令和3（2021）年時点で、全国平均より低く、岐阜県平均より高くなっています。

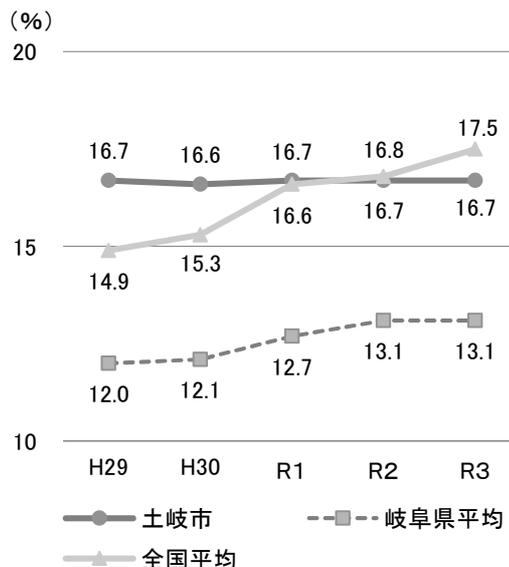
防災会議委員に占める女性割合は、横ばいで推移しており、全国平均、岐阜県平均より低くなっています。

■審議会委員に占める女性委員割合の推移



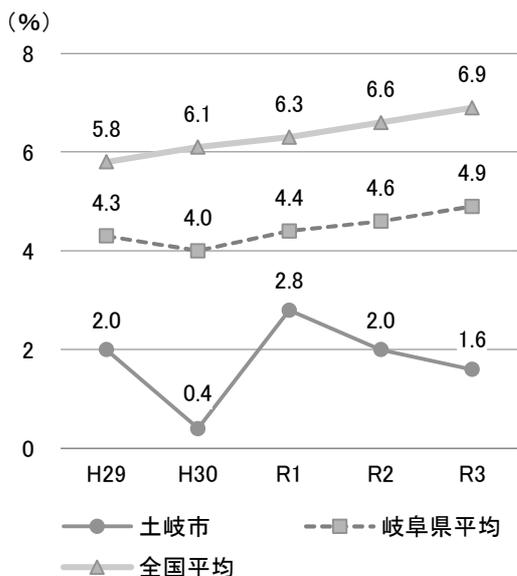
資料:内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ
(各年4月1日時点)

■市議会議員に占める女性割合の推移



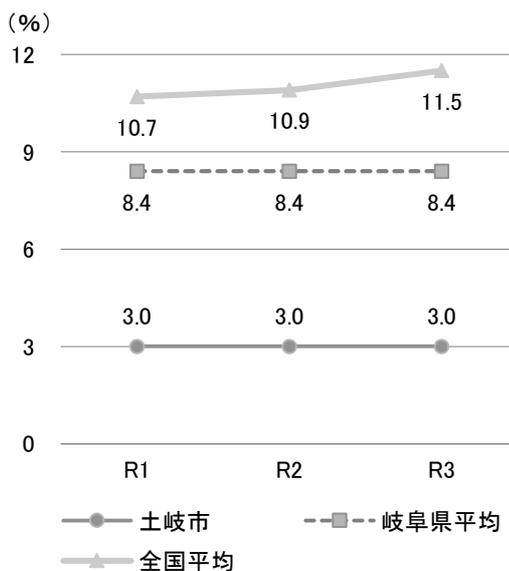
資料:内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ
(各年12月31日時点)

■自治会長に占める女性割合の推移



資料:内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ
(各年4月1日時点)

■防災会議委員に占める女性割合の推移



※平成30(2018)年以前のデータなし。
資料:内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ
(各年4月1日時点)

2 意識調査等からみる現状

(1) 調査の実施概要

男女共同参画に関する市民の意識や男女の平等・社会参加の実態、事業所における女性活躍や男女の平等に関する実態等を把握し、男女共同参画社会の実現やさらなる女性活躍推進に向けての施策検討と、本プラン策定のための基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

■調査の概要

区分	対象	調査方法	調査期間	回答数・回答率
市民	市内在住の18歳以上の男女2,000人を無作為抽出	郵送配布・郵送回収またはWEB回答	令和4(2022)年9月12日～26日	706件 35.3%
小中学生	市内小学校8校から5年生499人、市内中学校6校から2年生462人をそれぞれ抽出	各学校を通じたタブレット端末によるWEB回答	令和4(2022)年9月12日～22日	592件 61.6%
事業所	市内事業所200社を無作為抽出	郵送配布・郵送回収	令和4(2022)年9月12日～26日	89件 44.5%

■参考調査

区分	対象	調査方法	調査期間	回答数・回答率
市民意識調査	16歳以上の市民2,000人を無作為抽出	郵送配布・郵送回収またはWEB回答	令和5年(2023)年1月10日～31日	849件 42.5%

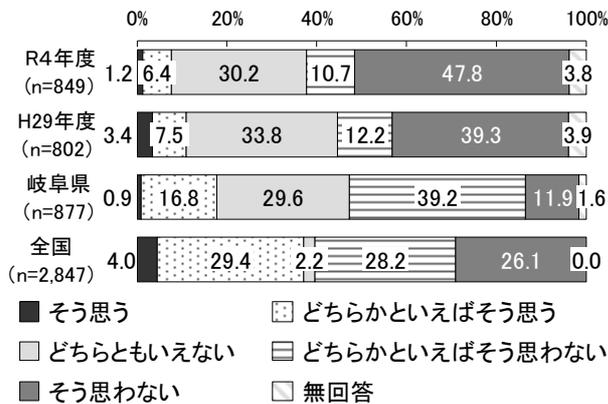
(2) 市民・小中学生調査

① 固定的性別役割分担意識について

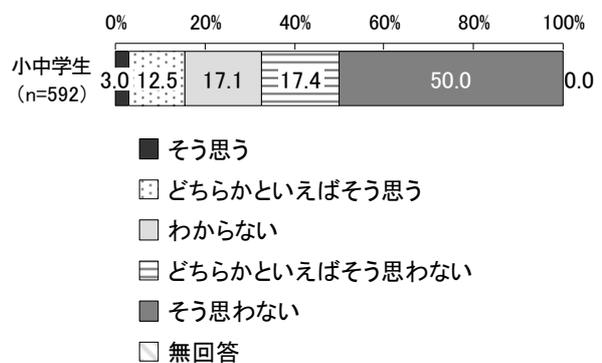
市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、『賛成』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が7.6%、『反対』（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計）が58.5%となっており、『反対』が『賛成』を上回っています。経年で比較すると、『反対』が増加しています。全国、岐阜県と比較すると『賛成』の割合は低くなっています。

小中学生調査では、「男は仕事をし、女は外で働かず家事や育児をする」という考え方について、『賛成』が15.5%、『反対』が67.4%となっています。

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（国・県との比較）



■「男は仕事をし、女は外で働かず家事や育児をする」という考え方



※岐阜県：令和4年度男女共同参画に関する県民意識調査
 全国：令和4年度男女共同参画社会に関する世論調査

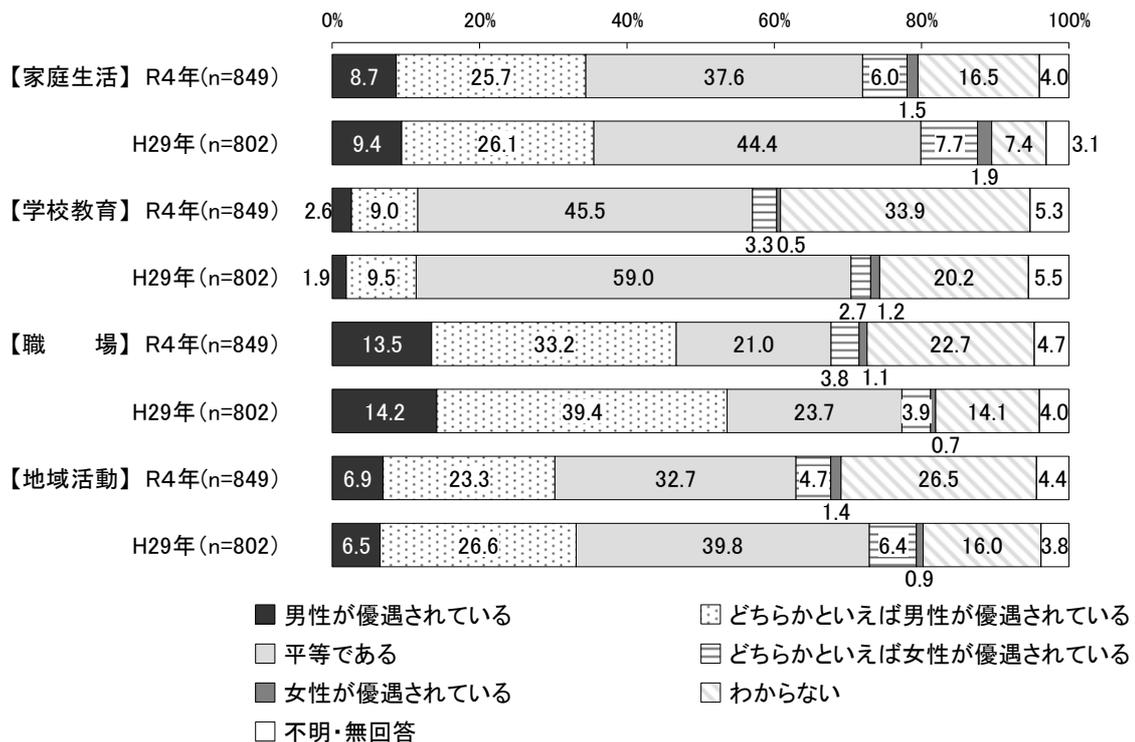
②男女の地位の平等感について

男女の地位の平等感について、「家庭生活」「学校教育」「地域活動」で「平等である」が最も高く、「職場」では『男性優遇』（「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）が最も高くなっています。

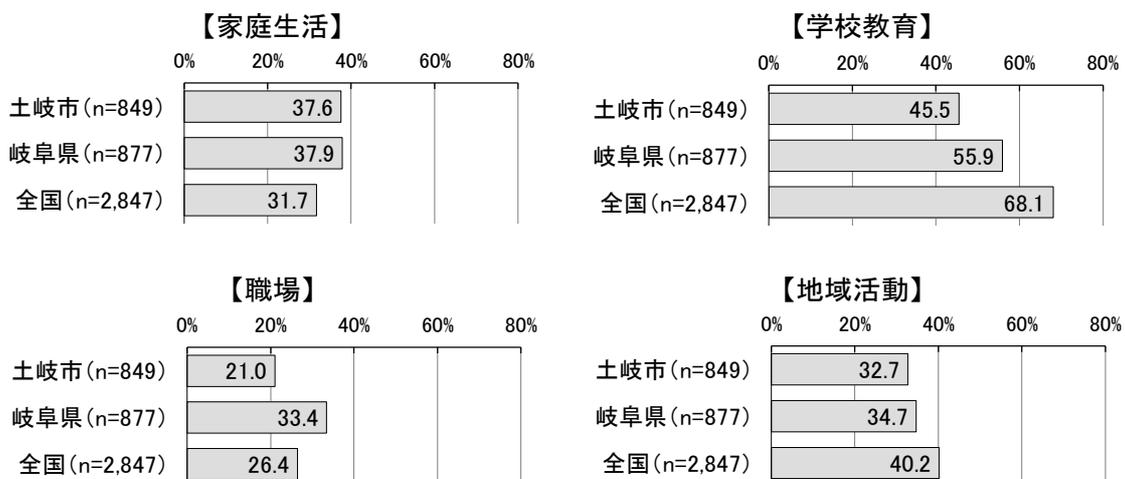
経年で比較すると、すべての項目で「平等である」が減少し、「わからない」が増加しています。

全国、岐阜県と比較すると、「家庭生活」以外で「平等である」は低くなっています。

■各分野における男女の地位の平等感



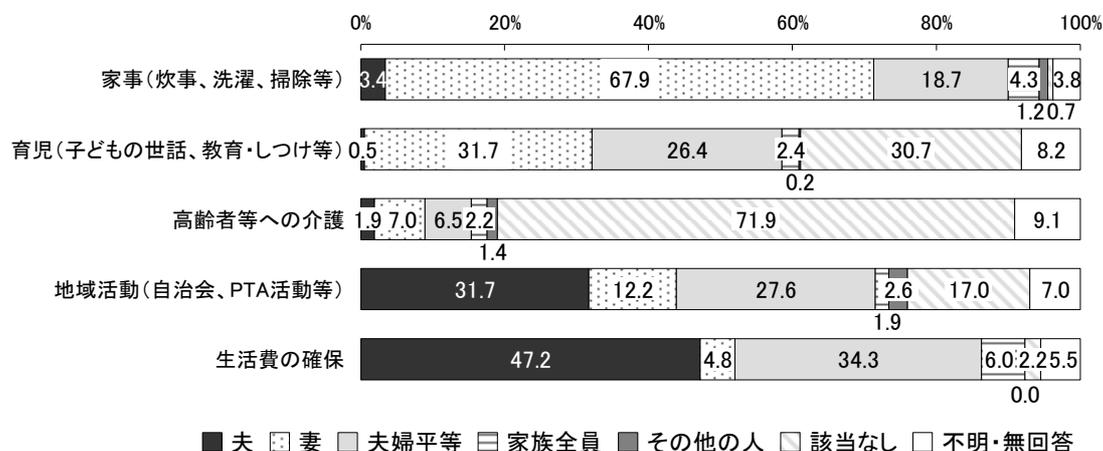
■各分野における男女が「平等である」と感じる割合（国・県との比較）



※岐阜県: 令和4年度男女共同参画に関する県民意識調査
 全国: 令和4年度男女共同参画社会に関する世論調査

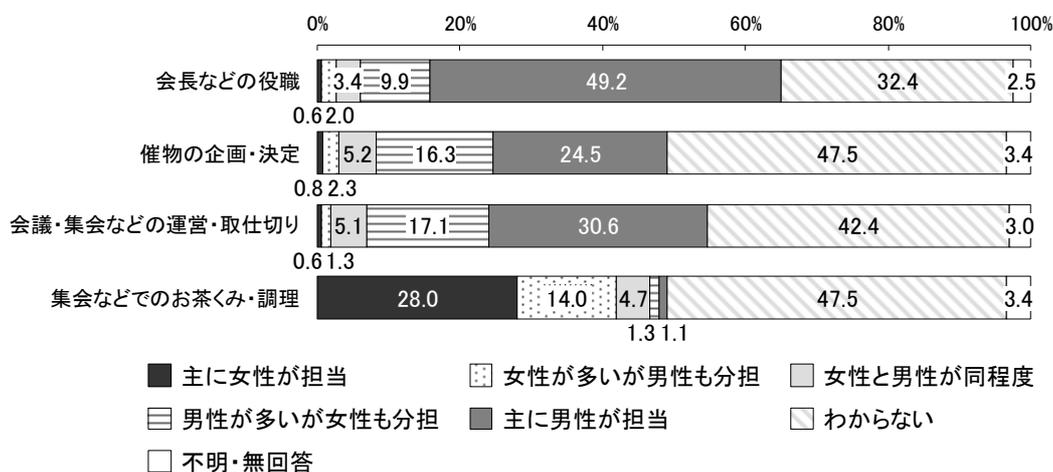
家庭での役割分担について、「家事（炊事、洗濯、掃除等）」「育児（子どもの世話、教育・しつけ等）」で妻が高くなっています。「地域活動（自治会、PTA活動等）」「生活費の確保」では、夫が最も高くなっていますが、夫婦平等も高くなっています。

■家庭での役割分担（既婚者のみ）（n=417）



地域活動での役割分担について、「集会などでのお茶くみ・調理」で「主に女性が担当」が、「会長などの役職」「催物の企画・決定」「会議・集会などの運営・取仕切り」で「主に男性が担当」が高くなっています。

■地域活動での役割分担（n=706）

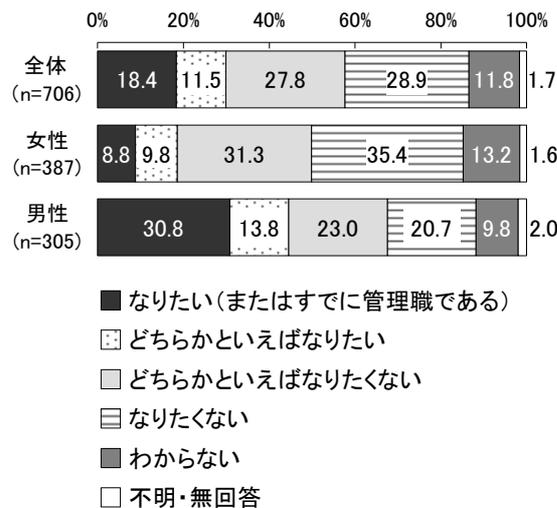


③就労・働き方について

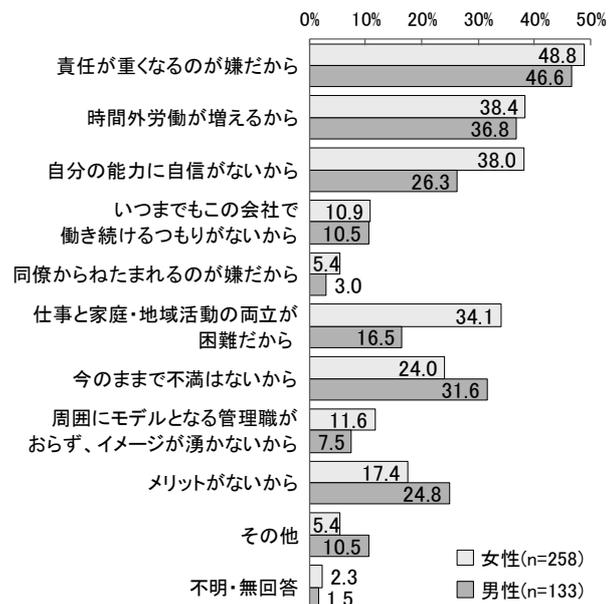
管理・監督職の希望について、『なりたい』（「なりたい（またはすでに管理職である）」と「どちらかといえばなりたい」の合計）が29.9%、『なりたくない』（「どちらかといえばなりたくない」と「なりたくない」の合計）が56.7%となっています。性別でみると、女性で『なりたくない』が高くなっています。

管理職・監督職に『なりたくない』理由について、男女ともに「責任が重くなるのが嫌だから」が最も高くなっています。性別でみると、男性に比べて女性で「仕事と家庭・地域活動の両立が困難だから」「自分の能力に自信がないから」が特に高くなっています。

■管理・監督職の希望



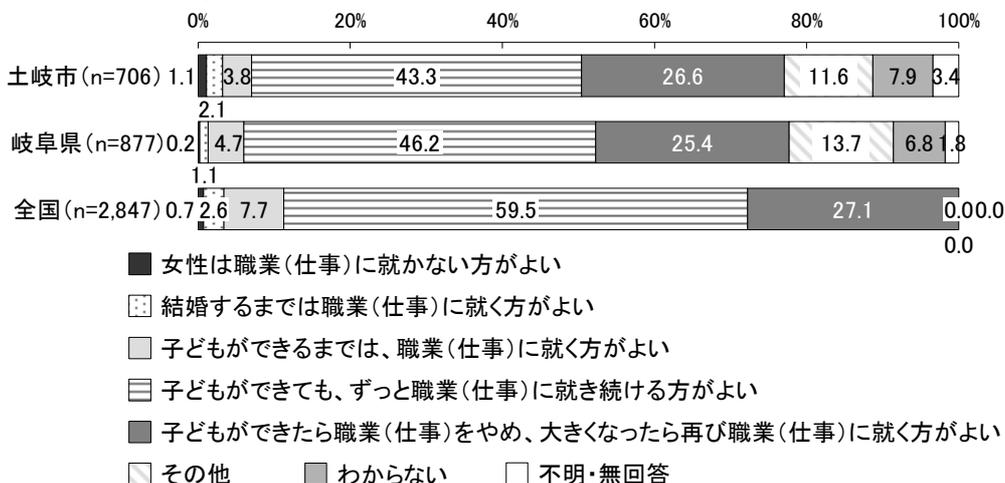
■管理・監督職に『なりたくない』理由
（『なりたくない』と回答した方のみ）



女性が職業（仕事）に就くことについての考えは、「子どもができて、ずっと職業（仕事）に就き続ける方がよい」が最も高くなっています。

全国、岐阜県と比較すると、「子どもができて、ずっと職業（仕事）に就き続ける方がよい」が低くなっています。

■女性が職業（仕事）に就くことについての考え（国・県との比較）

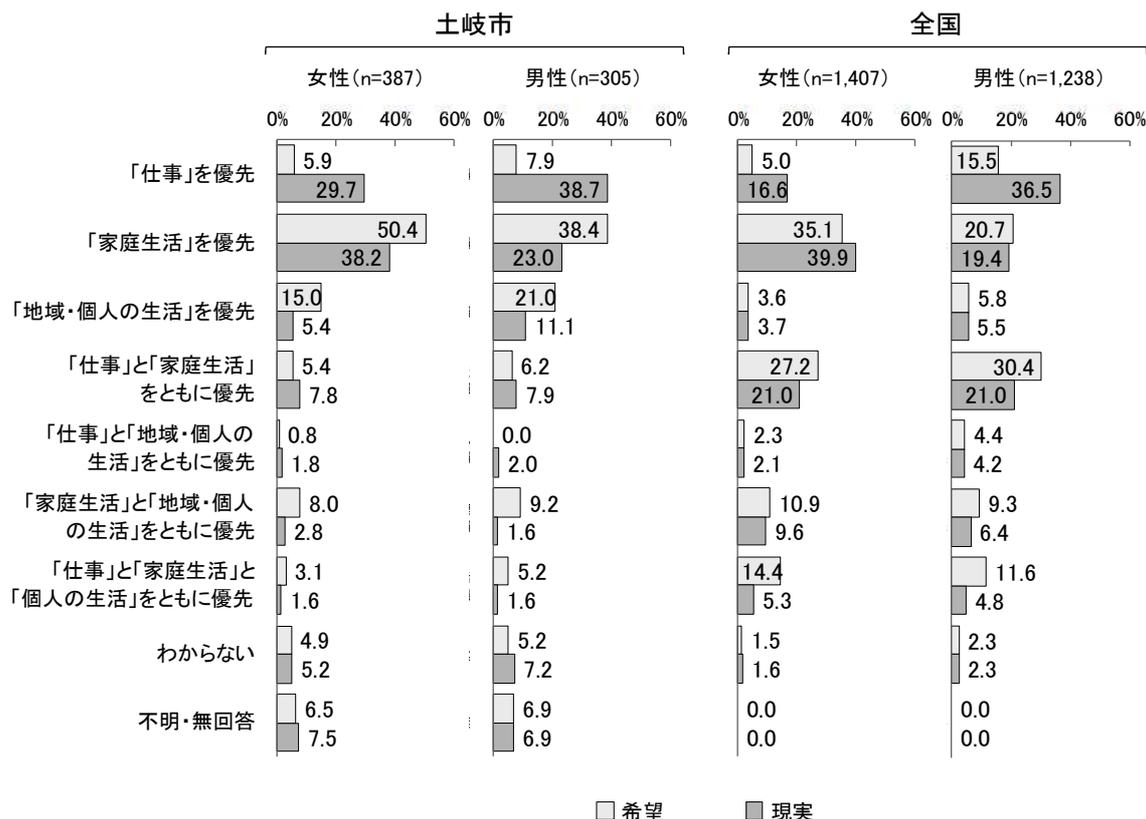


※岐阜県: 令和4年度男女共同参画に関する県民意識調査、全国: 令和4年度男女共同参画社会に関する世論調査

生活の優先度の希望と現実について、女性では希望、現実ともに「家庭生活」を優先」が最も高くなっています。男性では、希望で「家庭生活」を優先」が最も高いのに対して現実で「仕事」を優先」が最も高くなっています。

全国と比較すると、希望で男女ともに「家庭生活」を優先」が高く、「仕事」と「家庭生活」をともに優先」が特に低くなっています。また、現実で女性の「仕事」を優先」が高くなっています。

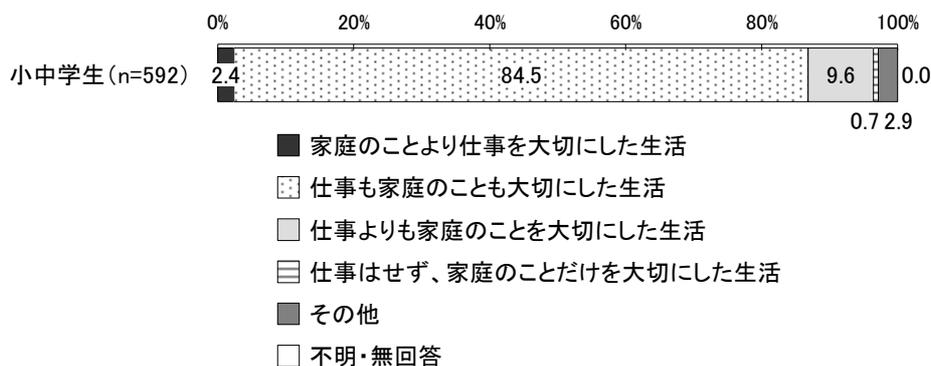
■生活の優先度の希望と現実



※全国: 令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査

小中学生では、将来の仕事と家庭の生活の希望について、「仕事も家庭のことも大切にした生活」が最も高くなっています。

■将来の仕事と家庭の生活の希望



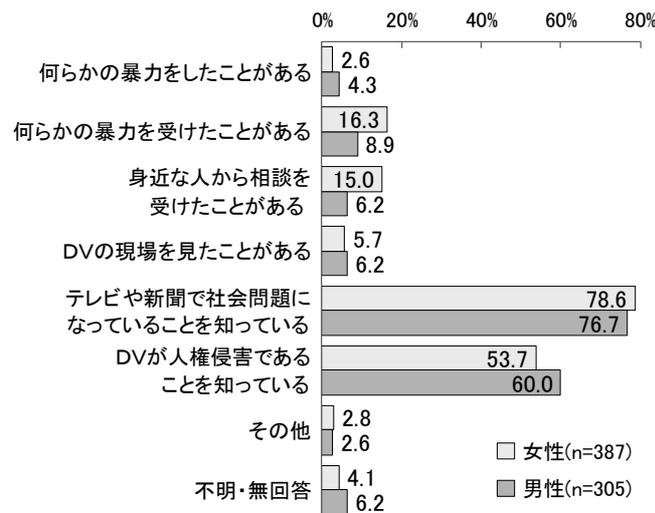
④DV（ドメスティック・バイオレンス）について

DVの経験について、男女ともに「テレビや新聞で社会問題になっていることを知っている」が最も高くなっています。また、「何らかの暴力を受けたことがある」が女性で16.3%、男性で8.9%となっています。

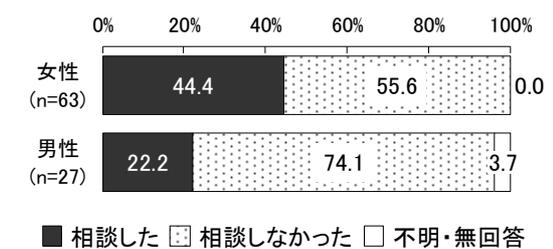
DV被害の相談状況について、男女ともに「相談しなかった」が高くなっており、男性で7割以上となっています。

相談窓口について、「知っている」が50.8%、「知らない」が43.5%となっています。

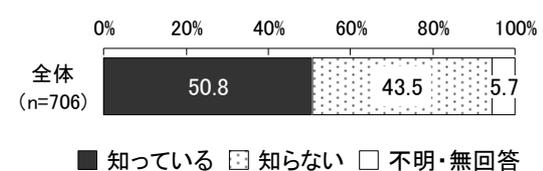
■ DVの経験



■ DV被害の相談状況（DVを受けたことがある方のみ）



■ 相談窓口の認知度

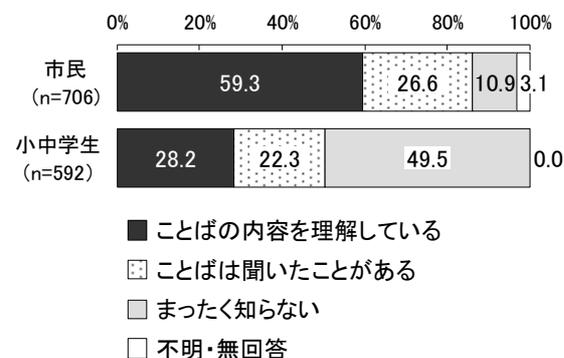


⑤性の多様性について

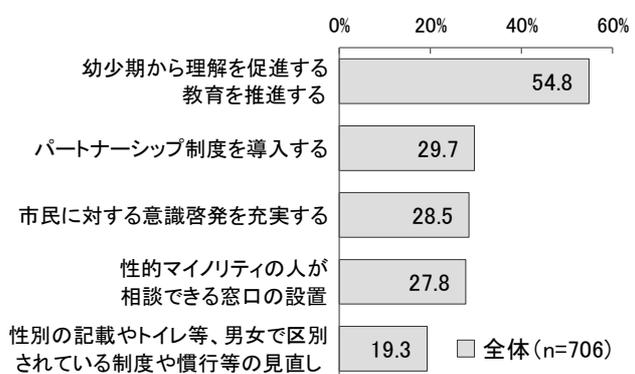
LGBT（性的マイノリティ）ということばについて、市民調査では「ことばの内容を理解している」が最も高くなっていますが、「まったく知らない」が1割程度を占めています。小中学生調査では「まったく知らない」が最も高くなっています。

LGBT（性的マイノリティ）の人たちが暮らしやすい社会にするために必要なことについて、「幼少期から理解を促進する教育を推進する」「パートナーシップ制度を導入する」が高くなっています。

■ LGBT（性的マイノリティ）ということばの認知度



■ LGBT（性的マイノリティ）の人たちが暮らしやすい社会にするために必要なこと（上位5位）



(3) 事業所調査

①育児休業の取得状況について

令和3（2021）年度の育児休業の取得状況について、出産した女性従業員で 100.0%、配偶者が出産した男性従業員で 42.1%となっています。

■令和3（2021）年度の育児休業の取得状況

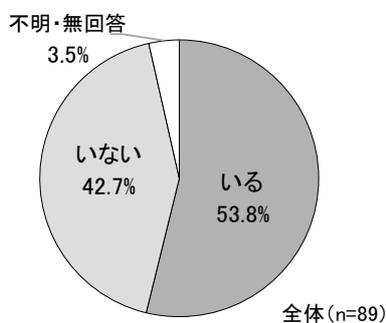


②女性の活躍について

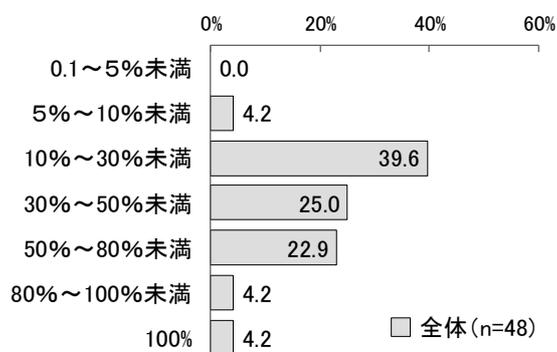
女性役職者の有無について、「いる」が 53.8%、「いない」が 42.7%となっています。

また、女性の役職者がいる場合の女性役職者の割合は「10%～30%未満」が約4割を占めています。

■女性役職者の有無



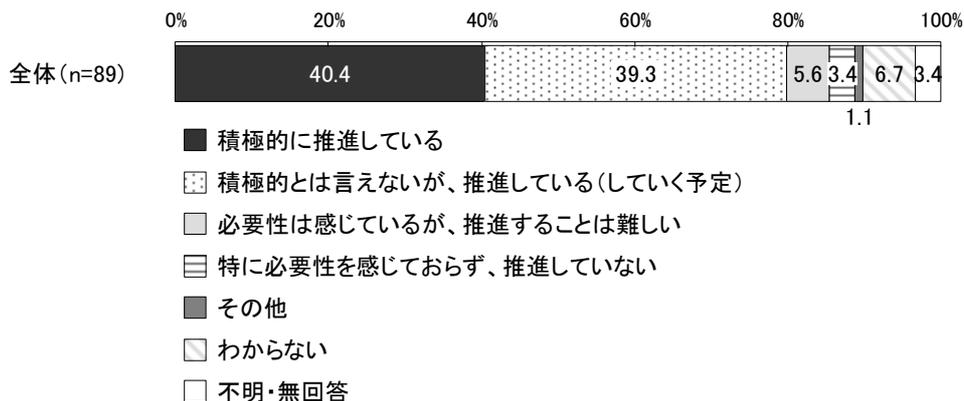
■女性役職者の割合（女性役職者がいる事業所のみ）



女性の職場での活躍について、「積極的に推進している」が最も高く、次いで「積極的とは言えないが、推進している（していく予定）」が高くなっています。

女性活躍を推進する上での課題について、従業員規模別にみると、49人未満の事業所で「女性がつける業務が限られている」が、50～99人以下の事業所で「活躍を望む女性が少ない」、100人以上の事業所で「働きやすい職場環境（制度や設備）を整備する負担が重い」「家事や育児の負担を考慮する必要がある（時間外労働、深夜勤務させにくい）」がそれぞれ最も高くなっています。

■女性の職場での活躍についての考え



■女性活躍を推進する上での課題

(単位: %)	n=	コストや労力がかかる(業績にすぐに反映しない)	働きやすい職場環境(制度や設備)を整備する負担が重い	日常の業務が忙しく取り組む余裕がない	上司や同僚の男性の認識、理解が不十分	顧客や取引先を含む社会一般の理解が不十分	家事や育児の負担を考慮する必要がある(時間外労働、深夜勤務させにくい)	女性が就ける業務が限られている	転勤や部署間異動をさせにくい	結婚や出産で退職する女性が多い	活躍を望む女性が少ない	その他	わからない	特になし	不明・無回答
		事業所規模別													
9人以下	24	0.0	12.5	8.3	0.0	4.2	4.2	37.5	4.2	8.3	16.7	4.2	16.7	12.5	0.0
10人～29人以下	34	0.0	8.8	8.8	2.9	2.9	26.5	35.3	8.8	8.8	14.7	2.9	2.9	8.8	5.9
30人～49人以下	10	0.0	0.0	0.0	20.0	10.0	10.0	30.0	0.0	0.0	20.0	10.0	0.0	20.0	10.0
50人～99人以下	10	0.0	20.0	10.0	30.0	0.0	30.0	50.0	10.0	0.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0
100人以上	11	9.1	36.4	0.0	27.3	9.1	36.4	18.2	27.3	9.1	18.2	0.0	0.0	18.2	0.0

3 前回プランの達成状況

前回プランでは、数値目標を定めて計画の着実な推進を目指しました。令和4（2022）年度までの数値目標の達成状況は次の通りです。

直近の実績値が目標値を達成している場合は A、目標値に達していないが基準値から改善している場合は B、基準値と変化がない場合は C、基準値よりも悪化している場合は D と判定しています。

基本目標 1 男女共同参画意識の高揚

項目	基準値 (H25)	実績値 (R4)	目標値 (R5)	判定
「夫は仕事、妻は家庭」に反対（反対及びどちらかといえば反対の合計）であると回答した人の割合	38.0%	58.5%	65.0%	B
男女共同参画に関する図書冊子数	1,000 冊	1,431 冊	1,600 冊	B
学校等の教育の場で男女の地位が平等となっていると回答した人の割合	65.4%	45.5%	75.0%	D

基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

項目	基準値 (H25)	実績値 (R4)	目標値 (R5)	判定
審議会等の女性委員の割合	25.0%	27.4%	33.0%	B
女性委員がいる審議会等の割合	59.0%	90.7%	90.0%	A
市職員（一般行政市職員）における女性管理職の割合	3.6%	14.8%	10.0%	A
職場で男女の地位が平等となっていると回答した人の割合	27.5%	21.0%	40.0%	D
家庭生活の場で男女の地位が平等となっていると回答した人の割合	42.1%	37.6%	60.0%	D
地域活動の場で男女の地位が平等となっていると回答した人の割合	44.0%	32.7%	55.0%	D
自治会等の女性の長の割合	2.6%	2.4%	5.0%	D
男女共同参画に関する情報提供や交流の場、相談窓口の機能が充実していると回答した人の割合	—	10.6%	50.0%	D

基本目標 3 配偶者等からの暴力のない社会づくり

項目	基準値 (H25)	実績値 (R4)	目標値 (R5)	判定
精神的暴力や経済的暴力が「DV」であると認識している人の割合	—	74.7%	80.0%	B
小中学校での DV（デート DV）防止講座の実施率	—	100.0%	50%以上	A

第3章

プランの体系

1 基本目標

男女共同参画をめぐる国・県の動向や本市の現状などを踏まえ、一人ひとりの個性を尊重し、性別にかかわらず能力を発揮できる社会の実現を目指し、本プランでは4つの基本目標を掲げ、各種施策・事業を展開します。

基本目標1 男女共同参画意識の高揚

<現状>

- 身近な場面における男女不平等は依然として改善されていない。
- 家庭や学校において、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を形成する言動がみられる。
- LGBT（性的マイノリティ）についての認知度が低い。



固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、誰もが個人として十分に尊重されるよう、男女共同参画についての意識改革と理解の促進を図ります。

また、次世代を担う子どもへは幼少期から男女共同参画・ジェンダー平等の意識を育むため、学校等あらゆる場において、男女共同参画等を推進する教育・学習の充実を図ります。

基本目標2 女性活躍の推進 【土岐市女性活躍推進計画】

<現状>

- 政策・方針等を決定する場面において、女性の参画が低い。
- 職場において、管理・監督職を希望しない女性が多い。
- 地域活動において、男性を中心とした場面が多くみられる。



あらゆる分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、職場や地域等において、女性が活躍できる環境づくりを進めます。さらに、地域では男女共同参画を推進する基盤づくりやネットワークづくりを推進します。

基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの実現

<現状>

- 女性の出産後や子育て中における家庭と仕事の両立が難しい。
- 男女ともに「仕事より家庭を優先したい」という希望がかなえられていない。



誰もが性別に関わらず、それぞれが望む働き方で仕事と生活の両立を図り、能力を活かして活躍できるよう、多様で柔軟な働き方を推進するとともに、男性の家庭参画の促進や仕事と子育て、介護等の両立を支える環境づくりを進めます。

基本目標4 配偶者等からの暴力のない社会づくり 【土岐市DV防止基本計画】

<現状>

- DV等の被害者が相談できず、潜在化している。
- 市役所や県相談所など公的機関への相談が少ない。



DVをはじめとするあらゆる暴力をなくすため、暴力の未然防止、早期発見に向けた取り組みを推進するとともに、相談につながりやすい体制整備や仕組みづくりを進めます。

2 プランの施策体系

基本目標	施策の方針	施策
1 男女共同参画 意識の高揚	(1)男女共同参画の意識づくり	①多様な媒体による啓発・情報提供の充実
		②学習機会の充実
	(2)学校教育における男女共同参画の推進	①学校等の教育における男女共同参画教育の充実
		②男女平等教育を推進するための環境整備
2 女性活躍の推進 【土岐市女性活躍推進計画】	(1)政策や方針決定の場への女性の参画	①審議会等への女性の参画の推進
		②政治分野における女性の参画の推進
	(2)職場における男女共同参画の推進	①男女の均等な雇用機会と待遇の確保
		②職場における働き手の意識改革
		③女性活躍の場の拡大
	(3)地域における男女共同参画の推進	①男女共同参画を推進する人・団体の育成
②女性の視点を取り入れた防災活動の推進		
3 ワーク・ライフ・ バランスの実現	(1)働き方改革の推進	①多様で柔軟な働き方の促進
	(2)家庭における男女共同参画の推進	①男性の家事・育児・介護への参画の推進
		②子育て・介護支援の充実
4 配偶者等からの 暴力のない社会づくり 【土岐市DV防止基本計画】	(1)DV防止の意識づくり	①DV防止に関する意識啓発の推進
	(2)相談・支援体制の充実	①相談・支援体制の充実
		②関係機関等との連携

3 指標の設定

4つの基本目標ごとに、男女共同参画の推進状況を測る指標を設定します。

基本目標1 男女共同参画意識の高揚

項目	基準値 (R4)	目標値 (R15)	関連施策
男女共同参画の推進に関する満足度	8.8%	25.0%	(1) ①
「夫は仕事、妻は家庭」に反対(反対及びどちらかといえば反対の合計)であると回答した人の割合	58.5%	65.0%	(1) ①
LGBT(性的マイノリティ)の認知度	59.3%	80.0%	(1) ①
学校等の教育の場で男女の地位が平等になっていると回答した人の割合	65.4%	75.0%	(2) ①

基本目標2 女性活躍の推進

項目	基準値 (R4)	目標値 (R15)	関連施策
審議会の女性委員の割合	27.4%	33.0%	(1) ①
女性委員がいる審議会等の割合	90.7%	100.0%	(1) ①
職場で男女の地位が平等となっていると回答した人の割合	21.0%	40.0%	(2) ①
「えるぼし認定企業」に認定された市内事業所数	—	10 事業所	(2) ③
地域活動の場で男女の地位が平等となっていると回答した人の割合	32.7%	55.0%	(3) ①
防災士のうち女性の登録者数	32 人	45 人	(3) ②

基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの実現

項目	基準値 (R4)	目標値 (R15)	関連施策
男性の育児休業取得率	—	15.0%	(2) ①
家庭生活の場で男女の地位が平等となっていると回答した人の割合	37.6%	60.0%	(2) ①
「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」に登録した市内事業所数	34 事業所	70 事業所	(2) ①
男女共同参画に関する情報提供や交流の場、相談窓口の機能が充実していると回答した人の割合	10.6%	50.0%	(2) ②

基本目標4 配偶者等からの暴力のない社会づくり

項目	基準値 (R4)	目標値 (R15)	関連施策
精神的暴力や経済的暴力が「DV」とであると認識している人の割合	74.7%	80.0%	(1) ①
DV 被害を受けた人のうち誰かに相談した人の割合	37.8%	50.0%	(2) ①

第4章

プラン推進のための施策の展開

基本目標 1 男女共同参画意識の高揚



(1) 男女共同参画の意識づくり

現状・課題

- 男女共同参画社会の実現のためには、その意義について市民一人ひとりが正しく理解することが大切です。しかし、市民生活のさまざまな場面で固定的性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」においても、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が問題であると指摘されており、広く男女共同参画についての理解を促進する取り組みや、固定観念を打破するための取り組みを進めていく必要があります。
- 本市では、広報やホームページ等による啓発や講演会等により意識啓発に取り組んできました。男女共同参画に関する学習機会への男性の参加が少ないことが課題となっています。
- 市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について賛成が7.6%、反対が58.5%となっています。固定的な性別役割分担意識は変化していますが、職場や地域活動など身近な場面において、男性優遇であると感じている市民は多い状況です。年代や性別によっても意識の差があるため、対象に合わせた周知・啓発の方法を検討する必要があります。

方針

市民・事業者等が男女共同参画の必要性、意義等に対する理解を深められるよう、年代や性別に合わせ、効果的な情報発信や啓発、学習機会の提供を進めます。

施 策	
1	多様な媒体による啓発・情報提供の充実
	<p>市の広報紙やホームページ、SNS 等多様な媒体を活用し、幅広い世代への男女共同参画に関するさまざまな情報を発信します。また、事業所や各種団体等とも連携し、多方向からの啓発を行います。</p>
	<p>具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市における啓発 [まちづくり推進課] ・各種団体等における啓発 [まちづくり推進課、高齢介護課]
2	学習機会の充実
	<p>市民が男女共同参画の知識や意識をより深められるよう、男女共同参画や LGBT 等に関する講演会や各種講座等、さまざまな学習機会を提供します。また、男性の男女共同参画やジェンダー平等に関する意識を高められるよう、学習機会への男性の参加を促進します。</p>
	<p>具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画講演会の開催 [まちづくり推進課] ・出前講座の実施 [まちづくり推進課] ・男女共同参画・LGBT等に関する図書、資料の充実及び情報発信 [図書館] ・PTA や地域による意識啓発のための講座等の開催及び男性の参加促進 [生涯学習課] ・高齢者の学習機会の充実 [生涯学習課]

(2) 学校教育における男女共同参画の推進

現状・課題

- 市民一人ひとりが男女共同参画の意識を持つには、主体的に学び、考え、行動するための教育が重要です。特に、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせないためにも、子どもの頃からの教育は重要な役割を担っています。
- 本市では、性別にとらわれず個性を尊重する教育を推進するとともに、学校における男女のジャージ色分けの廃止、男女混合名簿の活用等を進めてきました。
- 小中学生調査では、「女の子は女らしく、男の子は男らしく」と言われた経験がある児童生徒が2割程度みられます。次世代を担う子ども達が性別によって行動や進路選択、生き方等の幅を狭めてしまうことがないよう、学校教育の場において男女共同参画を推進していくことが重要です。

方針

子どもの頃からの男女共同参画に関する各種教育等を推進します。また、教職員等への啓発を行うとともに、働きがいのある職場となるよう学校運営における男女共同参画を推進します。

施 策	
1	学校等の教育における男女共同参画教育の充実
	<p>子どもの頃から男女共同参画やジェンダー、性別に関わる人権問題等に関する教育を進めます。また、若い世代が固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路選択や生き方を可能とするキャリア教育、進路指導を進めます。</p>
	<p>具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画教育の推進 [教育研究所] ・多様な進路選択ができるキャリア教育の実施 [教育研究所] ・学校生活における慣習や慣行の見直し [教育総務課]
2	男女平等教育を推進するための環境整備
	<p>固定的な性別役割分担意識にとらわれない指導ができるよう、教職員への研修の充実を図ります。また、教育現場における男女共同参画を推進するため、教職員の仕事と家庭の両立、働き方改革など、子どもの考え方や生き方にいい影響を与える環境づくりを推進します。</p>
	<p>具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員等の研修の充実 [教育研究所] ・学校における働きやすい職場環境の整備 [教育総務課]

基本目標2 女性活躍の推進 【土岐市女性活躍推進計画】



(1) 政策や方針決定の場への女性の参画

現状・課題

- 政策・方針決定の場において男女共同参画を進めることは、多様な価値観を反映した政策・方針をつくり出すためにも重要です。
- 国においては、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げてさまざまな施策が推進されてきました。しかし、この目標は達成されず、特に政治分野や経済分野において女性の参画が立ち後れている現状が浮き彫りになりました。令和元（2019）年に改正された「女性活躍推進法」や令和3（2021）年に改正された「政治分野における男女共同参画推進法」等、さまざまな法整備が進む中、さらなる対応を強化していく方向が打ち出され、「第5次男女共同参画基本計画」では「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」こととしています。
- 本市の審議会等における女性委員の割合は、令和4（2022）年度末時点で27.4%にとどまり、目標（33.0%）には届きませんでした。政策・方針決定過程への女性の参画を推進するための気運づくり、支援体制の整備等が必要です。

方針

審議会や政治分野等の本市におけるさまざまな政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

施策・事業の内容

施策	
1	審議会等への女性の参画の推進
	市の審議会等への女性委員の登用を促進するとともに、女性委員の参画がない審議会等の解消を図ります。
	具体的な事業内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等への女性委員の登用推進 [まちづくり推進課] ・ 女性が1人もいない審議会等の解消 [まちづくり推進課]
2	政治分野における女性の参画の推進
	政治分野における女性の参加促進に向けた啓発や情報提供等を行います。
	具体的な事業内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会報告会への女性の参加促進 [議会事務局]

(2) 職場における男女共同参画の推進

現状・課題

- 希望する生活の実現に向けて、就労は経済的基盤となるもので、男女共同参画社会の実現にとって重要な意味を持っています。特に人口減少が進む中、女性の能力を活かすことは社会・経済活動を活性化させるうえでも重要となっています。
- 令和元（2019）年に「女性活躍推進法」が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大されるなど、職場における女性活躍の取り組みがさらに広がられています。
- 本市の女性の労働力率は結婚・出産・子育て期に低下する、いわゆる「M字カーブ」を描いていますが、経年で比較すると、M字カーブの谷である30～34歳の労働力が上昇しており、働き続ける女性は増加しています。一方で、市民調査では、女性が職業（仕事）に就くことについて、「子どもができて、ずっと職業（仕事）に就き続ける方がよい」が最も高くなっていますが、全国と比較すると約20ポイント低く、家庭・子育てを中心としたキャリアプランが形成されていることがうかがえます。
- 本市は、男女ともに第2次産業に従事する割合が高く、男女共同参画が進みにくいと考えられる製造業などにおいても女性活躍、男女共同参画を推進するための取り組みが求められます。
- 市民調査では、管理・監督職への意向について、『なりたい』が女性で18.6%、男性で44.6%と男女で大きな差があります。『なりたくない』理由について、男性と比べて女性で「仕事と家庭・地域活動の両立が困難だから」が高く、働き手の意識改革とともに、キャリアアップできる環境整備を進めることが重要です。
- 事業所調査では、女性の職場での活躍について、「積極的に推進している」が40.4%、「積極的とは言えないが、推進している（していく予定）」が39.3%と、推進している事業所が大半を占めていますが、事業所の規模や業種によって異なる課題があるため、環境整備に向けてはきめ細やかな支援が必要です。

方針

職場において、男女が等しく能力を発揮できるよう職場環境の整備や働き手の意識改革、女性活躍の推進を図ります。

施 策			
1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保			
	<p>事業所に対して男女雇用機会均等法、労働基準法など、就労に関連する法律や制度についてパンフレットや広報紙、ホームページ等を通じて普及を促進します。また、男女の均等な機会及び待遇の確保を図ります。</p>		
	<table border="1"> <tr> <th style="text-align: left;">具体的な事業内容</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種法令や制度等についての情報提供 [産業振興課] </td> </tr> </table>	具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種法令や制度等についての情報提供 [産業振興課]
具体的な事業内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種法令や制度等についての情報提供 [産業振興課] 			
2 職場における働き手の意識改革			
	<p>働き手に対して、職種・職域拡大についての啓発や多様な就労形態等についての情報提供を行います。</p>		
	<table border="1"> <tr> <th style="text-align: left;">具体的な事業内容</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の再就職やキャリアアップに関するセミナー等の情報提供 [産業振興課] </td> </tr> </table>	具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の再就職やキャリアアップに関するセミナー等の情報提供 [産業振興課]
具体的な事業内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の再就職やキャリアアップに関するセミナー等の情報提供 [産業振興課] 			
3 女性活躍の場の拡大			
	<p>職場における女性活躍が促進されるよう、気運の醸成や各種支援の充実、女性起業支援等に取り組みます。また、男女が対等な立場で能力を発揮できる職場づくりに努めます。</p>		
	<table border="1"> <tr> <th style="text-align: left;">具体的な事業内容</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍推進企業への登録促進 [産業振興課] </td> </tr> </table>	具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍推進企業への登録促進 [産業振興課]
具体的な事業内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍推進企業への登録促進 [産業振興課] 			

(3) 地域における男女共同参画の推進

現状・課題

- 人口減少や少子高齢化が進行する中、地域社会においても男女がとも活躍することは地域活動等を維持していくために重要です。また、多様な視点が反映された地域社会の実現へとつながります。しかしながら、地域社会では古くからの慣習や考え方が残っており、男性が優位となっている場面が多い状況です。
- 令和5（2023）年7月時点における本市の自治会長に占める女性の割合は 2.8%、防災会議委員に占める女性割合は 3.0%とともに国や県を下回って低い状況にあります。
- 市民調査では、地域活動での役割分担について、女性がお茶くみ・調理など補助的な役割、男性が会長などの役職や催物の企画・決定などを主に担っている状況がうかがえます。また、女性が地域のリーダーになるために必要なこととして、「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」が最も高くなっています。男女双方の意識改革や各地域における仕組みづくりが必要です。
- 地域における男女共同参画を進めていくためには、各種団体等が男女共同参画に関して理解し、必要性を認識することが重要です。
- 女性の視点を加えることが重視されている分野の一つに防災や災害対策があり、令和2（2020）年5月には、内閣府において「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定されました。
- 本市の自主防災組織や防災会議の女性割合は低い状況にあります。意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、災害から受ける影響やニーズの性別による違いに配慮した取り組みを検討していく必要があります。

方針

地域活動において男女共同参画の必要性を浸透させるとともに、市民や団体の主体的な活動を促進します。また、防災活動に男女共同参画の視点を取り入れ、地域における安全・安心なまちづくりを推進します。

施 策	
1 男女共同参画を推進する人・団体の育成	
	<p>自治会等地域活動において、慣例等による固定的な性別役割分担意識を解消し、男女がともに参画できる環境づくりを推進するため、女性の登用を促進します。また、市民団体等へ支援を行い、市民による男女共同参画に関する主体的な活動の促進を図ります。</p>
	<p>具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動における女性の登用推進 [まちづくり推進課] ・ 女性団体の活動支援 [生涯学習課] ・ ボランティア活動団体への周知・啓発 [高齢介護課]
2 女性の視点を取り入れた防災活動の推進	
	<p>地域の自主防災組織や避難所等の設営・運営において、男女双方の視点が反映できるよう女性の参画を推進します。また、女性防災士を育成するとともに、女性防災士を中心とした防災分野における女性人材のネットワークづくりを推進します。</p>
	<p>具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の視点を取り入れた出前講座の実施 [危機管理室] ・ 防災分野における女性人材の育成・活動促進 [危機管理室] ・ 多様なニーズに配慮した避難所運営 [危機管理室]

基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの実現



(1) 働き方改革の推進

現状・課題

- 誰もが自分らしい生き方が選択でき、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスを推進することが大切です。近年、長時間労働やメンタル不調による過労死等が問題として取り上げられる中、より多様な働き方を推進することが重要です。
- 平成30(2018)年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、長時間労働の是正、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置などが推進されています。
- 市民調査では、生活の現実と理想の優先度に関して、理想と現実ギャップが生じています。また、仕事を選ぶ際に重視したいこととして「職場の雰囲気」や「勤務時間・勤務場所の条件」が高くなっています。
- 事業所調査では、従業員のワーク・ライフ・バランスを支援する取り組みを実施している事業所は28.1%となっており、さらに意欲をもって取り組むための仕組みや支援が必要です。

方針

個人の能力や希望に沿った多様な働き方ができるよう、さまざまな情報提供や支援等により、働き方改革を推進します。

施策・事業の内容

施策	
1	多様で柔軟な働き方の推進
	多様で柔軟な働き方に関する制度等の情報提供や、市内事業所に対して長時間労働の解消や生産性向上を働きかけ、働きやすい環境づくりを推進します。
	具体的な事業内容
	・働き方改革に関する情報提供 [産業振興課]

(2) 家庭における男女共同参画の推進

現状・課題

- 共働き世帯は増加傾向にあり、性別に関わらず家事、育児、介護等に参画することが重要となっています。
- 本市では、父親の育児参加促進のための教室を開催しており、参加者は増加傾向にあります。一方で、その他の子育て等に関する教室等へは母親の参加が多い状況です。父親と母親がともに参加できるよう、開催日や周知方法等の工夫が必要です。
- 市民調査では、家庭での役割分担について家事、育児等の負担は女性に偏っている状況です。一方で、生活のバランスについて男性で「仕事優先」が多く、希望通りに家庭に関わっていない状況もうかがえます。
- 市民調査では、男女共同参画社会を実現するために市が今後力を入れていくべきこととして「保育施設や保育サービスなどの子育て支援の充実」と回答した人が最も多くなっています。仕事と家庭生活の両立を支援するサービスの充実等が求められます。

方針

男性が家事・育児・介護等に主体的に参画するための意識づくりや学習機会の提供を進めるとともに、各種制度の周知や環境整備を進めます。また、仕事と子育て・介護を両立するための各種サービスの充実を図ります。

施策・事業の内容

施策	
1	男性の家事・育児・介護への参画の推進
	男性が家事・育児・介護に関する技術を身につけるための講座を開催するとともに、参加を促進します。また、ホームページや関係団体を通じて男性の育児休業等の取得について市内事業所や市民に対して周知を図ります。
	具体的な事業内容
	<ul style="list-style-type: none">・家事・育児講座の開催〔生涯学習課、保健センター〕・男性の育児休業の取得促進〔産業振興課〕
2	子育て・介護支援策の充実
	「土岐市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て家庭に対する情報提供や各種子育て支援サービスの充実を図ります。また、「土岐市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき、家族介護者に対する相談・支援や介護サービスの充実を図ります。
	具体的な事業内容
	<ul style="list-style-type: none">・介護休業制度等に関する情報提供〔高齢介護課〕・ファミリー・サポート・センターの充実〔子育て支援課〕・多様なライフスタイルに合わせた放課後教室の運営〔生涯学習課〕・子育て講座・教室の充実〔子育て支援課、保健センター〕・ひとり親家庭等の支援の充実〔子育て支援課〕・相談事業の充実〔子育て支援課、保健センター〕

基本目標4 配偶者等からの暴力のない社会づくり 【土岐市DV防止基本計画】



(1) DV防止の意識づくり

現状・課題

- 配偶者等からの暴力は深刻な人権侵害ですが、家庭内の問題や男女間の個人的な問題と考えられ、被害が潜在化しやすくなっています。DVは身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などさまざまな種類があり、何がDVにあたるのかを正しく認識することが大切です。
- 本市では、講座の開催や広報、リーフレット等を配布し、意識啓発を行ってきました。
- 市民調査では、本市のDV等の被害経験者は12.7%となっています。また、「デートDV」「社会的DV」について他のDVと比較して認知度が低くなっており、DVに関する正しい認識を深めていく必要があります。

方針

DV等に関する正しい知識の普及や啓発活動により、DVやあらゆる暴力を許さない意識の醸成を図ります。

施策・事業の内容

施策			
1	DV防止に関する意識啓発の推進		
	DV等に関する正しい知識を普及し、さまざまな暴力の発生を未然に防ぐため、多様な媒体や機会を活用した周知・啓発を行います。		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙等による情報提供 [まちづくり推進課] ・若年者に向けた周知・啓発 [まちづくり推進課] ・児童生徒及び教職員に向けたデートDVに関する情報提供 [教育総務課] ・DV（デートDV）の理解促進のための啓発講座の開催 [教育総務課] </td> </tr> </tbody> </table>	具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙等による情報提供 [まちづくり推進課] ・若年者に向けた周知・啓発 [まちづくり推進課] ・児童生徒及び教職員に向けたデートDVに関する情報提供 [教育総務課] ・DV（デートDV）の理解促進のための啓発講座の開催 [教育総務課]
具体的な事業内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙等による情報提供 [まちづくり推進課] ・若年者に向けた周知・啓発 [まちづくり推進課] ・児童生徒及び教職員に向けたデートDVに関する情報提供 [教育総務課] ・DV（デートDV）の理解促進のための啓発講座の開催 [教育総務課] 			

(2) 相談・支援体制の充実

現状・課題

- 配偶者等からの暴力被害には、身体や生命が脅かされる危険性を伴う場合があるため、迅速かつ適切な保護者等による被害者の安全の確保が重要です。また、DVは複合的な問題を抱えていることも多いため、関係機関との連携や、相談員の資質の向上なども求められます。
- 令和元（2019）年に改正された「DV防止法」では、DV被害者の相談支援を行う機関と相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化されており、今後、DV被害者支援と児童虐待対応との連携を強化していく必要があります。
- 本市では、広報や市ホームページ等で相談窓口についての情報を発信しています。
- 市民調査によると、何らかの暴力を受けたことがある人のうちどこかに相談した人は、女性で44.4%、男性で22.2%となっており、半数以上が相談をしていない状況です。相談先は、「家族」や「友人」が多く、「市役所」や「県相談所」などの公的機関への相談は約1割と低くなっています。相談窓口の認知度は50.8%となっており、さらなる周知が必要です。
- 令和4（2022）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現に向けた支援施策を推進することが示されています。相談体制や細やかな配慮、支援等の取り組みが必要です。

方針

被害者の早期発見・早期対応のための相談しやすい環境づくりや、関係機関と連携した被害者に対する適切な支援を進めます。

施 策	
1	相談・支援体制の充実
	<p>関係機関と連携した相談体制の整備や相談しやすい環境づくりを推進します。また、被害者の救済体制や自立に向けた支援の充実を図ります。</p>
	<p>具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の啓発、情報提供 [子育て支援課] ・被害者の緊急避難の支援 [子育て支援課]
2	関係機関等との連携
	<p>被害者の安全が確保され、適切な支援を提供できるよう、関係機関と連携した体制の確保・充実を図ります。また、相談員や関係職員へ県等が実施する研修への参加を促し、資質向上を図ります。</p>
	<p>具体的な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童・DV 対策地域協議会の開催 [子育て支援課] ・国や県が主催する DV 対策関係の会議や研修への参加 [子育て支援課]

第5章

プランの推進体制

1 プランの進捗管理

本プランを着実に推進していくため、施策・事業の実施状況やプランの推進状況について把握し、施策・事業の必要性などについて関係各課と協議します。また、有識者や市民代表者、各団体の代表者により構成された「土岐市男女共同参画推進会議」において、プランの推進に向けた意見を聴取し、実効性の高いプランとなるよう努めます。

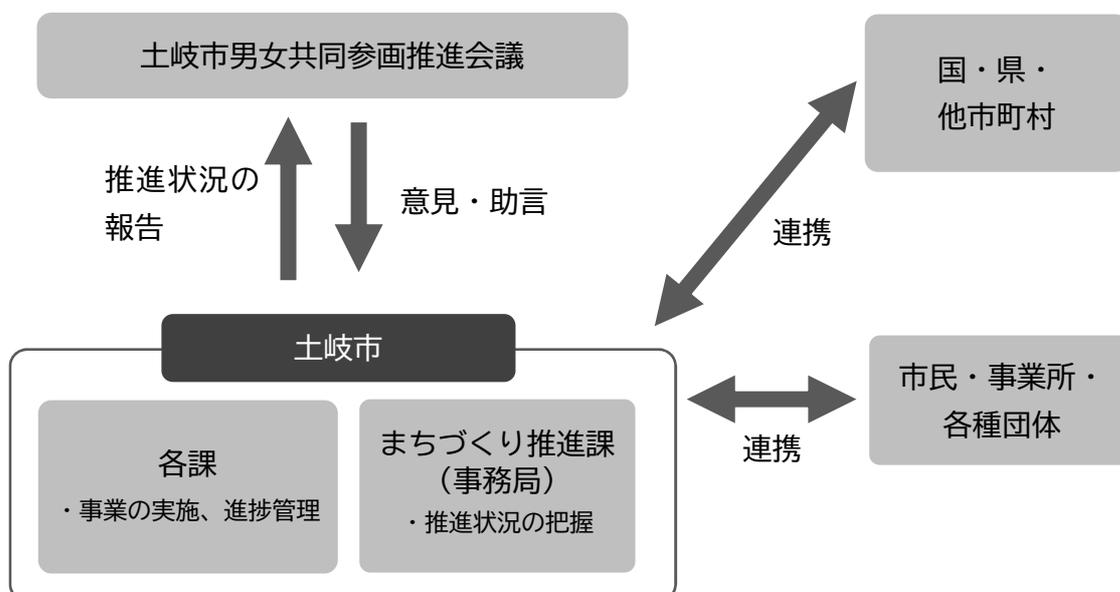
2 関係機関との連携

本プランを効果的に推進していくため、国、県及び他市町村との連携や交流を図り、男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。また、市民、事業者、各種団体等と連携し、一体的な取り組みを強化・推進していきます。

3 意識・ニーズの把握

男女共同参画意識の浸透状況やニーズなどを把握するため、市民や事業所などを対象にしたアンケート調査を定期的実施します。結果についてはホームページなどで公開するほか、関係機関と共有しながら、各種施策・事業へ反映させることとします。

■プランの推進体制



資料編